

# 福岡県公報

平成17年7月6日

第2409号

## 目 次

### 告 示 (第1316号—第1326号の3)

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) ..... 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 1
○町の字の区域の変更	(地方課) ..... 2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) ..... 4
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) ..... 5
○家畜伝染病の発生	(畜産課) ..... 6
○家畜伝染病の発生	(畜産課) ..... 6
<b>公 告</b>	
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 6
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 7
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 8
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 8

## 雑 報

○平成17年度行政書士試験の実施

(地方課) ..... 9

## 告 示

### 福岡県告示第1316号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生渡

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社 九州宇佐美（代表取締役 宇佐美 史郎）

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県筑紫野市大字永岡720-1

3 特約業者の指定取消年月日

平成17年3月31日

### 福岡県告示第1317号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字王塚台2丁目133番1及び133番3から133番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区田町10番5号

株式会社 高田屋 代表取締役 土井 亟市

### 福岡県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年7月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	上新入線 直方	直方市大字上新入3475番先から 同市大字下新入5番1先まで

#### 福岡県告示第1319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、二丈町長から二丈町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、福吉地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字吉井字豆田に編入する。

大字	字	地番
吉井	木ノ元	1238の4の一部、1238の5の一部、1238の6、1239の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに1238の6の地先の道路である公有地の全部

2 次の区域を大字吉井字五位ノ木に編入する。

大字	字	地番
吉井	久安寺	961の一部、962の4の一部

これらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字五位ノ木408に隣接する字久安寺の道路である公有地の一部

3 次の区域を大字吉井字木ノ元に編入する。

大字	字	地番
吉井	豆田	396の3の一部、396の5、396の6
	原	1347の1の一部、1355の1の一部、1356の1の一部、1356の2の一部、1357の1の一部

4 次の区域を大字吉井字水門に編入する。

大字	字	地番
吉井	牛神	1172の5、1173の2

これらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字牛神1172の1に隣接する道路である公有地の全部、字水門1719の2に隣接する字牛神の道路である公有地の全部、1173の2、字水門1719の2の地先の道路である公有地の全部

5 次の区域を大字吉井字山口に編入する。

字山口1846の1、1849の1に隣接する字水門の水路である公有地の一部並びに字山口1846の1、1849の1の地先の字水門の水路である公有地の一部
--

6 次の区域を大字吉井字吉森に編入する。

大字	字	地番
吉井	宮田	2922の1、2924の1、2924の4

これらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに2924の1に隣接する字中村の道路である公有地の全部、字吉森2406の1、2407の1、2408の1に隣接する字宮田の水路である公有地の全部

7 次の区域を大字吉井字水門に編入する。

大字	字	地番
吉井	柚木田	1763の1の一部

これに隣接する道路である公有地の全部並びに字水門1664の2、1665に隣接する字柚木田の道路である公有地の全部

8 次の区域を大字吉井字柚木田に編入する。

大字	字	地番
吉井	モウタリ	2589の3

字柚木田1825の2、1825の3、1828の1、1828の2に隣接する字池田の道路、水路である公有地の全部並びに字池田2567の1の地先の水路である公有地の全部

9 次の区域を大字吉井字中越に編入する。

大字	字	地番
吉井	山口	1834の1の一部、1834の2、1835の1の一部、1835の2、1836の1の一部、1836の2、1840の1の一部、1840の2、1841の1の一部、1841の2
	池田	2512の1の一部、2514の2、2515の2、2515の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字山口1839の4、字サコ1869の1、1870の1、1873、1877の1、1878の3、1879の1、字池田2513の1、2514の4、2514の5、2515の1、2515の4に隣接する道路、水路である公有地の全部

10 次の区域を大字吉井字池田に編入する。

大字	字	地番
吉井	山口	1832の1、1832の2、1833の2、1833の3
	中越	2508の一部、2509の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1832の1、1832の2、1833の2に隣接する字柚木田の道路である公有地の全部、1832の1、1832の2、1833の2の地先の字柚木田の道路である公有地の全部

11 次の区域を大字吉井字モウタリに編入する。

大字	字	地番
吉井	柚木田	1827の3、1828の2の一部、1828の3

これらの区域に隣接する道路である公有地の全部

12 次の区域を大字吉井字永田に編入する。

大字	字	地番
吉井	モウタリ	2575の1の一部

13 次の区域を大字吉井字栗崎に編入する。

大字	字	地番
吉井	永田	2807の1の一部

福岡県告示第1320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

前原都市計画道路3・5・9号北新地加布羅線及び3・5・10号高田加布里線の変更並びに3・4・20号波多江泊線、3・5・21号北新地新田線及び3・5・22号加布羅線の追加

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

前原市前原北二丁目、潤一丁目、潤二丁目、潤三丁目、潤四丁目、大字波多江、大字潤、大字泊及び大字新田の各一部

#### 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

前原市建設都市部都市計画課

#### 福岡県告示第1321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

志摩都市計画道路3・4・1号松隈稻留線、3・5・2号大石線及び3・4・3号中新開稻留線の変更並びに3・5・4号学園通線及び3・5・5号下新開線の追加

## 2 都市計画を変更する土地の区域

糸島郡志摩町大字井田原字松崎及び字新開並びに大字初字大町及び字浜田並びに大字諸吉字大石、字下新開、字中新開、字大城園、字稻葉、字籠門及び字大畠町並びに大字津和崎字才町及び字宮ノ元

## 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課  
志摩町都市計画課

### 福岡県告示第1322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

直方都市計画道路3・4・5号新屋敷下新入線の変更

## 2 都市計画を変更する土地の区域

直方市大字上新入及び下新入の各一部

## 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課  
直方市建設部建築都市課

### 福岡県告示第1323号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市県種畜場跡地土地区画整理事業地内2-1街区

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 福岡県告示第1324号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 福岡県告示第1325号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1326号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年6月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイソー太宰府水城店

(2) 所在地 福岡県太宰府市水城1丁目405番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年2月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,950m<sup>2</sup>

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県太宰府市水城1丁目405番1外	105

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県太宰府市水城1丁目405番1外	52

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県太宰府市水城1丁目424番1	25.2

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県太宰府市水城1丁目424番1	15.7

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大創産業	10時	21時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

9時30分から21時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2ヶ所 福岡県太宰府市水城1丁目405番1 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
9時から21時

### 福岡県告示第1326号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	筑後市大字久恵730-2	17・6・28

### 福岡県告示第1326号の3

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	甘木市大字長田27-2	17・6・29

## 公 告

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
福岡都市計画道路3・3・66号粕屋宇美線及び3・4・68号江辺大隈線

- 2 開催の日時及び場所

- (1) 日時

平成17年7月28日 午後7時から9時まで

- (2) 場所

粕屋町役場2階大会議室（糟屋郡粕屋町大字仲原5）

- 3 都市計画の案の概要及び閲覧

- (1) 都市計画の案の概要

路 線 名	位 置	区域（延長）
3・3・66号粕屋宇美線	起点 糜屋郡粕屋町大字上大隈字部木原 終点 糜屋郡粕屋町大字大隈字大間 主な経過地 糜屋郡粕屋町大字上大隈	約2,210メートル
3・4・68号江辺大隈線	起点 糜屋郡粕屋町大字江辺字大地田 終点 糜屋郡粕屋町大字大隈字黒の前 主な経過地 糜屋郡粕屋町大字江辺	約2,030メートル

- (2) 閲覧

同案については、平成17年7月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び粕屋町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年7月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

- 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

- 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

須恵都市計画道路3・3・1号粕屋宇美線及び3・4・4号志免植木線

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成17年7月29日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

アザレアホール須恵3階大会議室（糟屋郡須恵町大字上須恵1180-1）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

路 線 名	位 置	区域（延長）

3・3・1号粕屋宇美線	起点 糟屋郡須恵町大字植木字大間 終点 糟屋郡須恵町大字新原字宮ノ上 主な経過地 糟屋郡須恵町大字須恵及び上須恵	約5,000メートル
3・4・4号志免植木線	起点 糟屋郡須恵町大字旅石字飛越原 終点 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂 主な経過地 糟屋郡須恵町大字植木	約2,120メートル

## (2) 閲覧

同案については、平成17年7月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び須恵町企画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年7月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多

区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

直方都市計画道路3・5・2号外町江口線、3・4・7号境口鴨生田線、3・5・8号中島町中泉線及び3・4・11号境口頓野線

### 2 開催の日時及び場所

#### (1) 日時

平成17年8月2日 午後7時から9時まで

#### (2) 場所

直方市役所503・504号会議室（直方市殿町7-1）

### 3 都市計画の案の概要及び閲覧

#### (1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・2号外町江口線	起点 直方市津田町 終点 直方市大字山部 主な経過地 直方市大字直方	約2,600メートル
3・4・7号境口鴨生田線	起点 直方市新町一丁目 終点 直方市大字上新入 主な経過地 直方市大字上新入	約1,800メートル
3・5・8号中島町中泉線	起点 直方市溝堀一丁目 終点 直方市大字中泉 主な経過地 直方市大字中泉	約3,320メートル
3・4・11号境口頓野線	起点 直方市新町一丁目 終点 直方市大字頓野 主な経過地 直方市大字頓野	約2,230メートル

### (2) 閲覧

同案については、平成17年7月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市建設部建築都市課において、公衆の閲覧に供する。

### 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年7月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

### 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

### 6 その他

#### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

#### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

#### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月6日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

直方都市計画、宮田都市計画及び小竹都市計画下水道（遠賀川中流流域下水道）

## 2 開催の日時及び場所

### (1) 日時

平成17年8月2日 午後7時から9時まで

### (2) 場所

直方市役所503・504号会議室（直方市殿町7-1）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

### (1) 都市計画の案の概要

#### ア その他の施設

内 訳	位 置	備 考
溝堀ポンプ場	直方市溝堀一丁目	敷地面積約1,800 m <sup>2</sup>

### (2) 閲覧

同案については、平成17年7月6日から同月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び直方市建設部建築都市課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年7月20日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

### (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

### (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

### (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成17年度行政書士試験を次のように実施する。

平成17年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐司

### 1 試験期日

平成17年10月23日（日）午後1時から午後3時30分まで

### 2 試験場所

福岡市早良区西新6丁目2番92号 西南学院大学

### 3 試験の科目及び方法

#### イ 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 40題）

行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成17年4月1日現在施行されている法令に関し出題する。

(2) 一般教養（出題数 20題）

#### ロ 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とする。

### 4 受験手続

**イ 受付期間**

平成17年8月1日（月）から8月31日（水）まで

**ロ 申込方法**

- (1) 財団法人行政書士試験研究センター（郵便番号100-0012 東京都千代田区日本比谷公園1番3号 市政会館1階。以下「センター」という。）に受験願書一式を受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送すること。8月31日までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 受験手数料7,000円を試験案内に記載された方法により納付すること。

**ハ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所****(1) 郵送配布****○配布期間**

平成17年8月1日（月）から8月23日（火）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角型2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きしてセンター（郵便番号100-8779中央郵便局留）まで郵便で請求すること。（8月23日必着のこと。）

**(2) 窓口配布****○配布期間**

平成17年8月1日（月）から8月31日（水）まで（下記の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜及び8月15日（月）を除く。）

**○配布場所**

- ・福岡県総務部地方課、県民情報センター、北九州県民情報コーナー、京築県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー（配布時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・福岡県行政書士会（福岡市博多区千代4丁目29番46号アストール博多ビル2階）（午前9時から午後5時まで）

**ニ 特例措置の実施**

身体の機能に著しい障害のある者については、障害の状態により必要な措置を講

ずることがあるので、受験申込みに先立ち、早めにセンターに相談すること。

**5 合格発表の日時及び方法****イ 合格発表の日時**

平成18年1月19日（木）午前9時

**ロ 合格発表の方法**

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

**6 その他**

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話（03）5251-5600）に対して行うこと。